

朝鮮近世士族の族的結合と「邑」空閒

——慶尙道丹城縣の安東權氏の場合——

吉 田 光 男

はじめに

一 安東權氏の丹城定着

二 安東權氏家門の勢力擴大

三 安東權氏と「邑」空閒

おわりに

はじめに

本稿で分析対象とする士族とは、「兩班」⁽¹⁾とも呼ばれることのある、朝鮮近世の政治・社會エリートたちである。彼らは、學問知を身につけることで、政府官僚を輩出する社會的地位を保持していた。士族たちは、「氏族」と自稱する外婚規制をもった父系血縁集團を出身母體とし、婚姻・教育（學派）などの諸關係を取り結び、主に官職獨占を通じて階層的再生産を行っていた。共通祖先（始祖）を出發點とし、系譜關係を明確に認識した人々によって構成される父系血縁集團であるところに「氏族」の集團的特性がある。かかる血縁的紐帶を基盤として、士族による地域社會の支配が成立していたのが朝鮮近世の特色の一つと言えよう。

同本同姓という別名で呼ばれるように、氏族は始祖の出身地である「本」＝本貫と、成員全員が共有する「姓」の二つによって外郭線を確定し、他氏族と自己を識別している。この氏族の数は、一八世紀中葉において朝鮮政府が確認したところでは五〇〇餘り⁽²⁾で、決して多くはない。したがって、大氏族になると成員数や居住の空間的擴散度合いは相當なものになり⁽³⁾、成員相互の關係は希薄となる。このため、實際の生活の場において機能していたのは、氏族内の特定祖先（始祖・中始祖と呼ぶ）を出發點とする分節である。これを派・門中・家門などと呼び、成員相互は通常この範圍を一族と認識して社會的諸活動の血縁的基盤としていた。

鄉村社會史と總稱される朝鮮近世の地域社會研究においては、士族家門の研究が主要な研究テーマとなり、その歴史的特質について、現地調査を含んだ具體的事例に基づく研究成果が積み重ねられてきた⁽⁴⁾。こうして今日ようやく、一七・八世紀士族の政治的・社會的・經濟的役割を洗い出すための手がかりが得られる地點にまで到達したと言える。本稿も、とりわけ韓國におけるそのような成果の上に考察を進めることとなる。ただし問題は、士族あるいはその家門の研究は、現在までに殘存・發行・公開された資料に拘束され、主として分析對象が家門・門中の中心である宗家、あるいは全國的な意味での名門士族に限られてきたことは否めない。宗家は、家門・門中の祭祀を繼承するという意味で特殊な存在であるし、名門士族の特殊性については言をまたないであろう。宗家・全國的名門を分析して導き出されてきた諸結果を一般士族にまで適用するには慎重でなければならない。

一方で、氏族成員の系譜である族譜を資料とする分析が、主として社會學研究者・文化人類學研究者によって蓄積され、とりわけ氏族における分節構造の形成過程、およびその形成理由について多くの知見が得られた⁽⁵⁾。しかし周知のように、當初、士族層の血縁的紐帶の確認工具として作成された族譜は、時代が下がるにつれて非士族層が大量に參入し、始祖との血縁關係が不明確な成員が多數を占めるようになった。したがって、族譜の記述に對する信頼度については古くから疑問が呈せられてきた⁽⁶⁾。これを士族研究の立場から言えば、多量の「夾雜物」が混入して全體を攪亂しているというこ

とになろう。後世の族譜の分析に基づいた土族研究にもまた大きな限界があることは確かであろう。

本稿はこのような研究現状に對する認識の下に、朝鮮半島東南部の一「邑」、慶尙道丹城縣（現慶尙南道山淸郡内）を舞臺に、權繼祐なる人物を出發點として一六〇一八世紀に成長した、安東權氏と稱する土族一族の族的變遷過程の觀察を行う。地域と血縁を基盤として、土族がどのようにに勢力基盤を築いていったかを觀察し、宗家・全國的名門に限定されない一般土族たちの行動を解析してみようと思う。

本稿が數ある氏族のうち、何故に丹城の安東權氏を分析對象として選擇したのか、その主たる理由は、一七世紀末から一八世紀末までの一世紀にわたる「戶籍臺帳」、一八世紀初頭作成の「郷案」、各時期にわたる一族の「族譜」という、他に比べると相對的に豊富な Nominal Data が殘存し、さらにその年次も重なっていることである。(8) Nominal Data の歴史資料としての重要性については、すでにさまざまな分野の研究において示された成果が證明しているところであり、朝鮮近世史研究も例外ではない。

一四世紀末の朝鮮王朝成立以來、一九世紀末まで三年ごとに全國一齊に作成されてきた戶籍臺帳は、現住地で住民を登録するという點から、住民登録と國勢調査の性格を兼ね備えた、近世朝鮮社會の人的情報に關する寶庫と言えよう。残念ながら、その大部分は亡失してしまつたが、幸いに丹城郷校には一六七八年から一七八九年までの戶籍臺帳一三年次分一三冊が殘っており、内容が公にされている。(9)

地域の土族上層部の組織名簿である郷案も、後世の寫本ではあるが、ほぼ完全な姿で丹城郷校郷案室に保管され、郷校有司（役員）の手で嚴重に管理されている。また、一五世紀以來編纂を續けられてきた安東權氏の族譜は、氏族全體の大同譜および派ごとの派譜とも膨大な數にのぼる。しかし、古いものになればなるほど一族の内部に祕匿する傾向が強く、部外者には内容檢討が行いにくい場合が多い。しかしこれも幸いに、大同譜では一六四一年編纂の『辛巳譜』と一七九四年編纂の『後甲寅譜』を、丹城に關する派譜では一九三〇年代と一九八〇・九〇年代に編纂されたいくつかのものを直接

調査することができた。⁽¹⁰⁾

本稿は、主としてこのような Nominal Data を相互補完的に用いつつ、当該時期における丹城を舞臺とした安東權氏の氏族としての活動を、個と集團の關係に着目しつつ考察してみたい。ただし、いずれもが氏族を基礎單位として作成されているため、父系血縁の論理が色濃く支配し、男性中心の枠組みで記述されているという點は強く留意しておくべきである。その點で、本稿も大きな限界をもっていることをあらかじめお断りしておきたい。

一 安東權氏の丹城定着

本論を進めるに先だって、分析の空間的舞臺となった朝鮮近世の「邑」という存在について一言、説明しておく必要がある。

朝鮮の「邑」は、中國のそれとは異なり、全國を八つに分けた最大行政區劃である道の下にある、地方行政單位の總稱である。時期によってその數は若干の變動を見せるが、ほぼ三三五～三四〇の間で推移しており、固定性が強いと言えよう。「邑」には政府官僚である守令が長官として派遣されて行政事務を執行しており、政府から見た基礎的な地方行政區劃である。「邑」は府・牧・大都護府・都護府・郡・縣（縣令・縣監）などの稱號を附して呼ばれているが、⁽¹¹⁾それぞれが政府が地域に對して與えたランクを表現している。

「邑」は近世朝鮮の基本的な政治單位であり、かつその内部は士族をはじめとするさまざまな住民たちの人間關係が成立する社會單位でもあった。政府の設置した郷校や地域在住士族の組織である鄉廳が郡ごとに設置されたことは、その證左の一つである。このような性格をもった行政區劃を朝鮮史研究者は郡縣と呼び慣わしているが、當時における名稱に即して言えば、「邑」と稱すべきだと考える。

丹城は一七〇一八世紀當時、慶尙道に存在した七一を數える邑のうち、從六品の縣監を長官とする三四の縣の一つであ

り、行政ランクから見れば最下位に位置する小「邑」である。この丹城は、一六世紀末に行われた豊臣秀吉軍の侵入によって荒廢し、北方の山陰縣に併合された一時期（一五九〇～一六三〇年）を除けば、一五世紀に丹溪縣と江城縣が合併して丹城縣となつて以來、一貫して自立した邑として日本植民地時代初期まで生きつづけてきた。⁽¹²⁾

一七八九年編纂の『戸口總數』によると、丹城は戸數で三〇一二、人口は男女合計で一三八三九人を數え、慶尙道七一邑のうち、戸數で第五〇位、人口數で第四四位にあたる。また首都漢城も含んだ全國三三五邑の中では、戸數で第二二九位、人口數で第二〇五位にあり、戸數・口數とも上位からほぼ三分の二のところに位置する、まさに小邑である。晉州で南江に流れ込む鏡湖江とその支流沿いの、老年期の谷合いに展開した小地域であり、二五〇平方キロメートル強の領域⁽¹³⁾を、元堂・縣内・北洞・悟洞・都山・生比良・新等・法勿也の八つの「面」に分け、『戸口總數』編纂時點でその下に九⁽¹⁴⁾の「村」が存在していた。これが行政的に見た丹城縣である。

安東權氏一族は、この丹城に定着し、地域エリートとして邑の政治的・社會的支配權を掌握していった。

安東權氏は慶尙道の安東を本貫地とし、新羅王室の末裔と稱する權幸を始祖にいただく氏族である。族譜は、その來歴を以下のように傳えている。⁽¹⁵⁾

權幸はもと金幸と稱する安東地方の豪族であり、新羅王朝が衰退した九世紀末から一〇世紀初頭の、一般に後三國時代と言われている戰亂の時期に、後に高麗王朝を創建する王建（高麗太祖）の片腕となって活躍する人物として歴史の中にはじめて姿を現してくる。高麗建國に對する功績により、王建から三韓壁上三重大臣亞父功臣太師という最高の稱號を與えられたうえ、さらに「權道に通じている」との意味で「權」を姓として、また本據地「安東」を本貫として授與された。

ここから安東權氏一族の歴史が始まることになる。本稿で分析對象とする丹城縣の安東權氏は、この權幸から數えて一八代目（これを族譜の呼稱に従つて一八世と呼ぶことにする。以下、代數の呼稱はすべて同じ）にあたる權繼祐の子孫たちで構成される一族である。なお、本稿で扱うのはすべて權繼祐の男性子孫である。

丹城における安東權氏の出發點となつた權繼祐は、丹城に東接する三嘉出身である。一四世紀末から一五世紀初の高麗・朝鮮の王朝交代期に、軍器監正であつた祖父・權執徳が政治混亂を避けて都漢城から三嘉に移住してきたと、一族には傳えられている。⁽¹⁶⁾ 權繼祐はこの三嘉で、父・權付と母・高興柳氏女との間に、二男三女の長男として出生した。生没年とも不明であるが、一人息子の權金錫が一四四七年に出生した（一四八五年没）ところからみて、一五世紀の前半から半ばにかけて活動した人物であろう。それが縁あつて丹城縣新等面倉村に居住していた尹汴の四女と結婚して妻家（妻の實家）に同居したことから丹城居住が始まり、後になって權氏一族の出發點ともなつた。⁽¹⁸⁾ 入居時期は、尹汴の家で長男權金錫が誕生した一四四七年からやや先立つところであろう。

權氏族員の間では、この妻家への同居という事實をもつて、權繼祐を丹城に「始居」した人物と認識することが多い。⁽¹⁹⁾ しかしその一方で、權金錫を「始居」者だとする説もある。權繼祐は妻家に居住しただけであり、外家（母の實家）尹汴の家で出生し成長した權金錫こそ丹城へ定着した最初の人物だといふのである。⁽²⁰⁾ このように兩説が語られてきたのは、どちらを丹城への始居者と見なすかということが一族にとってあまり重要な意味をもたなかったからであろう。そもそも權金錫の長男として祭祀を嗣ぐべき權時敏（一四六四―一五二三）は、都漢城における短期間の官員生活の後、丹城から約四〇キロメートルほど北上した徳裕山麓の安義縣へ移住してしまつていたのである。⁽²¹⁾ 當時にあつては、地域における父系の族的紐帶形成に大きな關心が拂われていなかったことをうかがわせる。

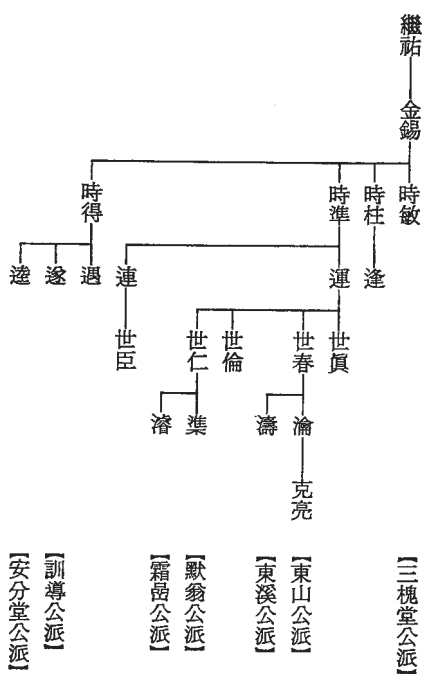
安東權氏の丹城定着は、時敏の二人の弟、時準・時得の子どもたち、すなわち第二一世の連・連・遇・遂・達の五人がそろつて他邑への移住をせず、丹城邑内で一家を構えたあたりから始まるとみるべきであろう。ただし、少なくとも一六世紀にあつては確たる定着の意志が存在したことは疑わしく、壬辰倭亂を経験した後の一七世紀初頭以降、地域の中で一族として確固とした地位を築き、丹城「邑」を勢力基盤として明確に認識していったものと思われる。この點については後にふれることにしよう。

ここで、本稿の分析時期における丹城の安東權氏一族の、氏族全體における位置づけを、族譜に記述された分節構造から見ておこう。

一七九四年に安東權氏全體を網羅する族譜（大同譜）として編纂された『安東權氏世譜』（以下これを安東權氏内での呼稱にしたがって『後甲寅譜』と呼ぶことにする）によると、一八世紀末に安東權氏の内部は大きく、一〇世の一五人を派祖とする一五派に分かれていた。これが現在でも同氏族における最上位分節として繼承されているが、うち給事中派については一九八〇年代以前にその存在が確認できなくなっている⁽²³⁾ので、現在では一般に安東權氏一四派と稱している⁽²³⁾。丹城の權氏一族はこの一四派のうち、權守洪を派祖とする僕射公派に屬している⁽²⁴⁾。

現在、僕射公派内部はさらに、一五世にあたる一二人の人物を派祖とする一二派に分かれており、丹城の權氏一族は、

表1 安東權氏の分派様相



權繼祐の曾祖父にあたる權嗣宗を派祖とする宗正公派⁽²⁶⁾と呼ばれる下位分節に屬している。宗正公派内部はさらに表1に見るように、二〇世時敏（三槐堂公派）、二一世遼（訓導公派）、遼（安分堂公派）、二三世濤（東溪公派）、渠（默翁公派）、濤（霜岳公派）、二四世克亮（東山公派）をそれぞれ派祖とする七派に分節化している。うち三嘉に據點をおく三槐堂公派を除く他の六派の宗孫が丹城に居住し、各派宗家の祭祀を繼承している⁽²⁷⁾。なお、權繼祐・金錫とも一族による祖先祭祀の対象とはなっていない。

各派は一六〜一七世紀の人物を派祖としていただいているが、今日見られるような七派への分化が生じたのは

そんなに早い時期ではない。各派の生成状況を、現在までに判明したかぎりでまとめると以下のようになる。

1 東溪公派一八九五年、霜岳公派一八九九年という、最初の派譜編纂が行われた時期から見て、二派の形成は一九世紀後半のことになる。

2 訓導公派と安分堂公派は一九三三年時點でまだ分化しておらず、兩派あわせて二〇世權時得を派祖とする司直公派を形成して派譜を編纂している。⁽²⁹⁾ 確認しえたかぎりでは一九六三年に安分堂公派の名が見え、訓導公派の名は見えない。⁽³⁰⁾

最初の安分堂公派譜編纂が一九九二年になるところからみて、兩派の形成はつい最近のことになる。⁽³¹⁾

3 訓導公派と東山公派の派譜についてはまだ原本の確認ができていないが、存在することはまちがいない。

4 默翁公派については一九三六年編纂の派譜は確認できたが、序跋などを缺いており、第何次にあたるのか判定できない。⁽³²⁾

5 三槐堂公派譜は一八七〇年に最初の編纂が行われた。⁽³³⁾ したがって、同派の形成は一九世紀中ごろになろう。

6 霜岳公派の中に、二四世克履を派祖とする德菴派、および克有を派祖とする愚川派の二派の分化を指摘する研究者もいる。⁽³⁴⁾ しかし霜岳派の人々はそのような派を認定しておらず、實際に派譜編纂や派祖祭祀などの門中事業は行われていない。派は形成されていないと見るべきである。

7 三〇世國樞の子孫たちが、一九三三年から翌年にかけて、族譜の前驅形態である「家乘」(『安東權氏守拙堂派家乘』)⁽³⁵⁾を編纂し、派としての成立宣言を行った。しかし現在、派としての活動を行っていない。權氏一族にその存在は認識されておらず、家乗掲載者たちは現行の安分堂公派譜に記載されている。

8 二三世濤の三人の庶子、克純・克允・克愼の子孫たちが一九三四年に派譜を編纂した。⁽³⁶⁾ おそらくその前年に、同じ東溪公派が彼らを排除して派譜を編纂したことへの對抗措置であろう。一九九五年に編纂された東溪公派譜(『安東權氏忠康公派譜』)には彼らの系列も記載され、「庶系」であるとの記述はされていない。⁽³⁷⁾

以上から見ると七派の成立は次のようにみられる。いち早く、三嘉を集團居住地とする權時敏の子孫たちが三槐堂公派として派の成立宣言を行い、丹城の一族とは分かれていった。丹城の安東權氏一族内の派形成はこれよりやや遅れて、一九世紀後半に始まる。まず東溪公派と霜岳公派が成立し、他派も徐々に形成されていった。近年、訓導公派と安分堂公派が分化し、分節過程はいまだ進行中である。またいったんは派譜または家乘を編纂して派形成への行動を開始した守拙堂派と東溪公派庶系が、後に族譜編纂に際してそれぞれ安分堂公派と東溪公派に吸収されたように、下位分節の包攝というかたちでの再編成も進行している。

本稿の分析対象とする時期で見ると、丹城の安東權氏一族の間にまだ派への分節化は見えず、丹城派とでも言うべき地域的一體感をもった集團として存在していた。彼らの大部分は、曹植（號南冥、一五〇一〜七二）⁽³⁸⁾の學統に屬することから、政治黨派としては南人に屬していたが、縣内面江樓村の族員のみはひとり老論に屬している。しかし中央政界における兩派の鋭い確執にもかかわらず、兩者の間に厳しい對立は見られなかったようである。江樓村の族員たちも獨自の派を形成することなく、養子關係を見ても、各派を横斷した出入が頻繁に行われ、一八世紀段階で一族内部に派の分化は起こっていなかった。

二 安東權氏家門の勢力擴大

權繼祐の子孫たちは一七世紀から一八世紀にかけて、丹城で支配エリートの一翼をにない、強固な政治的・社會的基盤を築きあげて士族家門として確立していった。その様相を端的に見せてくれるのが、丹城郷校の郷案室に保管されている『丹城郷案』である。

「郷案」は本來、邑の支配實權をもつ有力士族たちの名簿であり、邑によってはそこへの入録（氏名登載）が、最優秀と折り紙附きの官僚を記載したと評價される『弘文錄』（弘文館所屬官僚の名簿）へのそれよりも困難であるというほど資格

表2 氏族別丹城郷案入録者數

順位	年 姓貫		1621	1625	1630	1636	1642	1648	1654	1658 ①	1658 ②	1699	1707 ①	1707 ②	1707 ③	合計
1	安東權	4	1	1	8	7	8	7	7	5	9		11			68
2	星州李	5	1	1	1	4	4	2	2	3	2	1	10			36
3	晉州柳	1	3	1	4	3	4		3	1	3	4	6	1		34
4	陝川李	3	1		3	1	5	4	5		1		7			30
5	尙州金	1				1		3	5		2	2	6			20
6	星州都			1	1	1	4	1	4		1	1	4			18
7	南原梁		2		1	1		3		1	2	2	3			15
8	密陽朴	1				1		2		5	2	2	2	1		16
9	安東金				3		2	2	1		1	1				10
10	延日鄭			1	1	1		3	2		1					9
11	慶州鄭					1				1	1		3			6
12	長水李			1				3						1		5
13	茂松尹	1			1			1		1			1			5
14	晉州河						1					2	1			4
15	海州吳							1					2			3
16	全義李					1				1			1			3
17	沔川韓		1							1			1			3
18	安岳李					1										1
19	完山李												1			1
20	慶州崔							1								1
21	高靈申								1						1	1
22	坡平尹							1								1
23								1	1		1		1	4		8
24									1							1
25															1	1
26														1		1
	全 年	16	9	6	23	23	30	35	29	20	25	20	60	5		301

制限が嚴格であったと言われている。⁽³⁹⁾「郷案」入録はすなわち有力士族であることの證左となり、逆に一族にとってみれば、郷案入録者をもつことが有力士族であることの證左となる。⁽⁴⁰⁾

現存『丹城郷案』の場合、豊臣秀吉軍の侵入による混亂が収束し、併合されていた山陰縣から分離獨立して社會的安定が回復してきた一六二一年に作成が開始され、一七〇七年まで一三次にわたる新規入録者合計三〇一名を記載している。これらが同時代における丹城

士族の代表者たちということになる。それを氏族別・入録年次別にまとめたのが前頁の表2である。

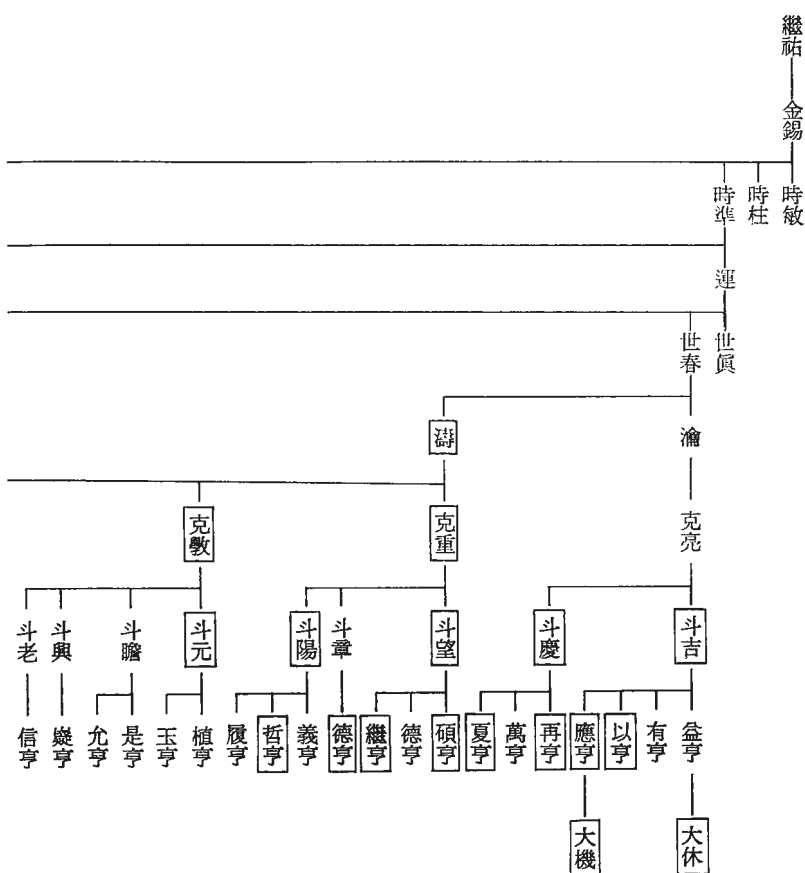
安東權氏は第一次から最終の第一三次に至るまで、三回にわたる入録が行われた一七〇七年の第二回目を除いては、ほぼ一貫して郷案に族員を送り込みつづけ、その数は合計で六八名（全體の二二・六%。以下カッコ内の数字は全入録者に對する百分率）と全入録者の四分の一ちかくを占めている。これは郷案記載者をもつ二二氏族中で最多であり、第二位の星州李氏の三六名（二二・〇%）の二倍ちかい壓倒的な数字である。もともと李氏には所屬氏族不明の九名があるから、これをかりにすべて星州李氏とすると、数字は四五名（一五・〇%）に上昇するが、それでも安東權氏の壓倒的な位置は変わらない。そもそも一六七八年の戸籍臺帳によると、當時、丹城居住者がもっていた本貫と姓の組み合わせは二四〇前後にのぼる。⁽⁴¹⁾これと郷案記載氏族數二二という数字とを比べると、郷案に登載されることがいかに特權的な意味をもっているか推測できよう。その郷案の中でも安東權氏一族は最大の勢力を誇っていたのである。

安東權氏の成人男子だからと言って、全員が郷案に入録したわけではない。一六七八年の戸籍臺帳で確認されるところによると、この時点で權繼祐の男子子孫は六八名が生存し、二〇歳未満の二二名と、妾の子として家門内部で差別待遇をうけていた庶子四名を除いても四二名が丹城に居住していた。これに對して、同時點における安東權氏の入録者は累計で四八名に達するものの、生存者つまり現職の者は一〇名にとどまる。こうしてみると、郷案に入録できたのは安東權氏一族の成年男子全體の四分の一にすぎなかったことになる。

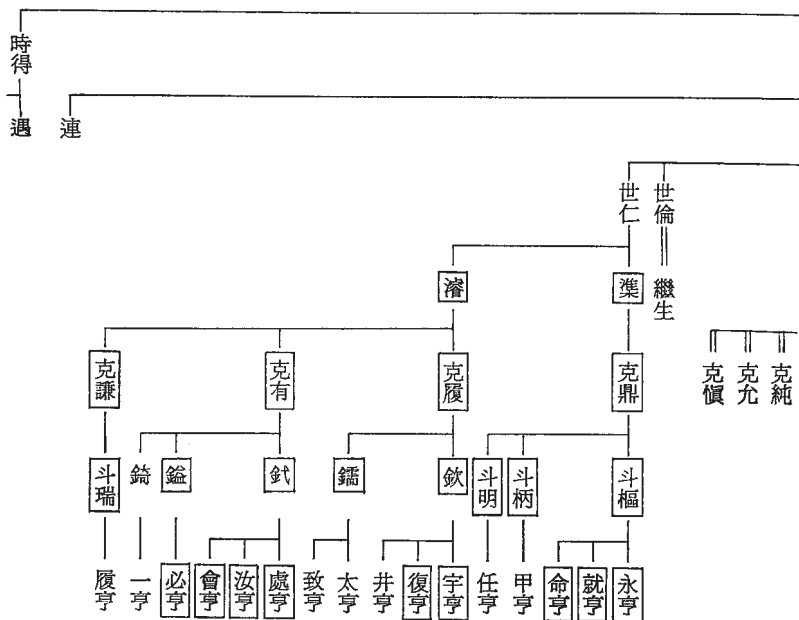
では、郷案入録基準はどのへんにあったのだろうか。族譜から復元される安東權氏一族の男子系譜から推測してみよう。『後甲寅譜』によって、一九世から二八世までの郷案關係者の系譜を摘記すると次頁の表3のようになる。名前を圍んだのが郷案に記載されている人物である。また庶子は父との間を二重線でつないで示してある。戸籍臺帳に記載されていない人物もあり、不明な部分を残しているが、⁽⁴²⁾おおよそ以下のような點を指摘することができるであろう。

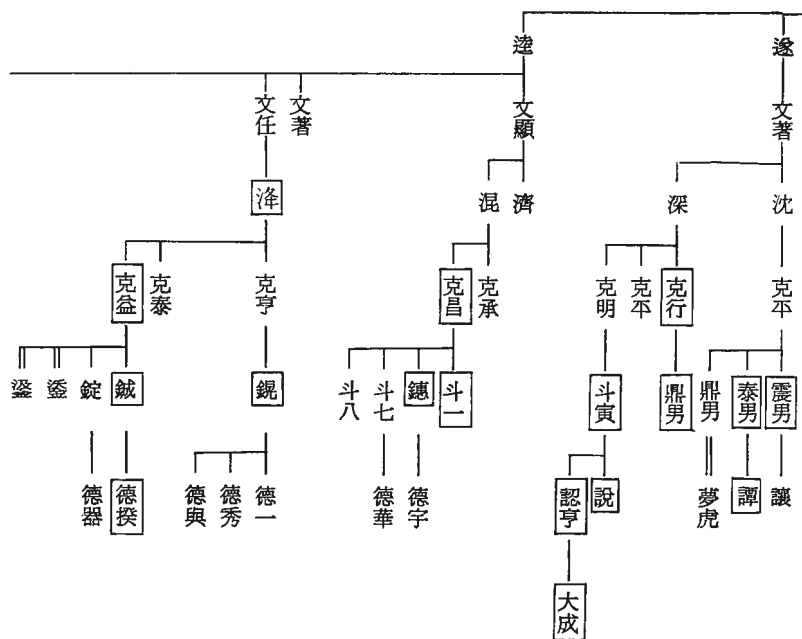
- 1 一六二四年の第一次郷案には、二三世の一三名中四名が家門の代表として入録した。

表3 郷案内録者の系譜（『後甲寅譜』）



|| は庶子





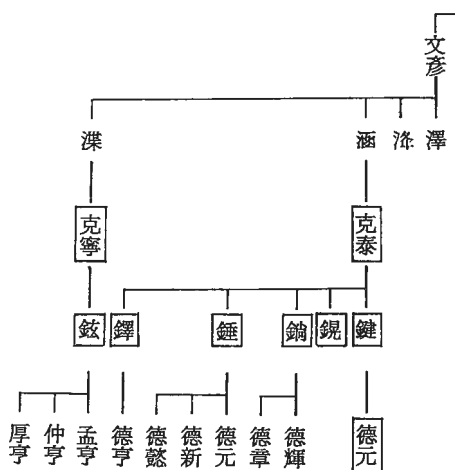
2 一六二五・三〇・三六・四二年の四次にわたる増員により、二三世のうち、世倫の庶子繼生をのぞく二人すべての子孫から一人以上の入録者が出た。

3 一六四八年以降は、二五世震男の弟泰男を唯一の例外として、入録者の息子のみが入録することになる。こうして、いわば郷案家系が形成され、逆に郷案から排除される人々が出現した。

4 庶子およびその子孫はまったく入録していない。

こうしてみると、丹城郷案は單純に邑の有力士族の名簿であると定義づけるわけにはいかない。士族たちが一族の代表者を送り込んで作成した名簿というあたりが適切であろう。ただし、そのような代表者の家系をもって有力氏族であると言いうことも可能ではある。

それでは、安東權氏一族がなにゆえに士族として認定されたのだろうか。すでに別稿で述べたように、士族は法制的身



分ではなく、先祖に名賢・名臣（顯祖と言う）をいただき、學問に精通して官僚になることを自他共に認めている存在であった。安東權氏の場合、始祖が高麗建國の大功勞者として高い政治的地位を確保し、その後も一族からは高級官僚や學者を輩出していた。しかしおおよそいかなる氏族であれ、立派な始祖をもち、祖先に高級官僚ないし學者がいることでは共通している。そのような人物をもっていない一族が氏族を形成できるものかはなはだ疑わしく、問題は、氏族成員が居住する邑との關係で高く評價される人物を祖先にもっているか否かである。安東權氏一族の場合、士族、それも郷案に大きな地位を占めるような丹城における名族として評價されるにあたつては、一七世紀前半期に第二三世という同世代で光海君壬子増廣試（一六二二）、癸丑増廣試（一六二三）と相次いで科擧の文科大科に合格し、⁽⁴⁴⁾「三權」⁽⁴⁵⁾と稱された三人の人物、渠・濤・濬の存在が重要な意味をもっている。もともと權繼祐自身が茂松尹氏の尹汴の娘と結婚し、一七世紀前半期の大政治家である李廷龜（號月沙、一五六四～一六三五）にも遠く係累が連なっているように、⁽⁴⁶⁾すでにその門地を高く評價されていたことはたしかであり、尹汴との姻戚關係もその上に成立したとみるべきであろう。だが、丹城における一族の發展と
いうことでは、この結婚が大きな意味をもっていた。尹汴の父尹江は定宗己卯年（二三九）の文科に合格し、⁽⁴⁷⁾大護軍に就任したという赫々たる経歴をもっており、退官後、丹城縣丹溪里に居を定めた。尹汴はその丹溪で成長し、太宗壬午（一四〇二）の文科に合格して司直判中樞・義禁府贊政にまで昇進した高級官僚だったと伝えられている。⁽⁴⁸⁾茂松尹氏は丹城きつての名門であると言ってよからう。この尹汴ないし茂松尹氏の威信を基盤として安東權氏一族は丹城における勢力を發展させることができたのである。

出身氏族と妻家の門地の高さに由來する威信が、「三權」の輩出によっていっそう堅固なものとなったのであるが、さらにあげるべきは、一六世紀末の日本軍侵入（壬辰倭亂）時に、二二世の權世春・世倫をはじめとして一族の人々が果敢に行つた抵抗運動である。壬辰倡義と稱して讃えられるこの時の行動は、儒教の大義を守つた行爲として一族の威信を高めるうえで大きな力となつた。⁽⁴⁹⁾

郷案の作成を開始した一六二一年という年は、戦禍による混乱がようやく終息をみた時期であり、丹城においてさまざまな意味で社會關係の再編成が一段落するところである。戦亂を経て住民の入れ替わりもあり、士族たちの變動も大きかった。その中で、「邑」の再生に貢献したこと、倡義に功績のあったことや科擧合格者を輩出したことなどを根據として、士族たちが邑における威信を相互に確認しあう工具として作成されたのが丹城の郷案であろう。その中でも安東權氏の力はかなりのものがあつた。その力の背景については前に見たとおりである。

このような政治的・社會的力量の上に、安東權氏は丹城縣で族的成長をとげていった。一七〇一八世紀になると、單なる有力士族としてだけではなく、一定の族的廣がりをもつた集團として立ち現れてくる。その直接的な姿を戸口數の變動に見てみよう。

一五世紀中頃に、茂松尹氏の妻の實家で權繼祐という一人の人物からはじまった安東權氏の戸數は、戸籍臺帳によると、一六七八年には三九戸⁽⁵⁰⁾を數えるまでに増加した。さらにこれに、族員が主(奴婢所有者)となつて所有する奴婢(外居奴婢)戸の一〇八戸を加えれば、合わせて一族の勢力は一四七戸となり、同年の丹城縣全體の二一九戸(寺院居住の僧侶戸六七戸は除く⁽⁵¹⁾)の六・九%と、一五分の一強を占めるまでになる。この間の一族の定着と成長ぶりをうかがわせるに十分な數字である。

ただし、丹城縣に居住する安東權氏を戸主とする戸がこれ以外にも存在したことに注意しておきたい。これを一六七八年の戸籍臺帳で見ると、安東權氏を戸主とする戸のうち九戸が權繼祐と系譜的關係をもっていない。それらは、日守私奴の權松乙伊、故烽懿軍權斗會の妻金召史、烽懿軍の權占伊、正兵の權松立と水保の權日孫、御營軍の權日、御營保の權己立、故權有永の妻良女陳召史、正兵の權莫男、という良役保持者を戸主とする戸である。彼らは一二代で戸籍臺帳から消滅するが、同様の存在は丹城郷校に残る戸籍臺帳の最終作成年である一七八九年まで常に一定數が確認され、延べ二〇三戸におよぶ。同本同姓とは言え、一族と彼らとの間には何の交渉もなかったようであり、族員數の算出にあたっては

これらを除外しなければならない。こうして得られる安東權氏一族の数は、一六七八年で戸數で三八戸、居住者が血縁關係（戸主、妻子、兄弟姉妹、嬪、嫁）者一〇九人・從屬者（奴・婢）五一人の合計一六〇人ということになる。

安東權氏という同本同姓でありながら、權繼祐の子孫たちと系譜的關係をもたない人々が、氏族の中でどのような位置づけにあったのであろうか。各種族譜にその姿を発見することができないところをみると、氏族とは無關係なところで安東權氏と名乗った可能性が高い。上で見たように、彼らの多くは賤民（奴）または軍役を賦課された良民たちである。おそらく、氏族とは直接的な關係がないまま無斷で安東を本貫とし、權を姓と名乗っていたのであろう。これをしも同本同姓ということで一族だとは言うことができない。

一八世紀朝鮮の社會的特徴の一つに、賤民の良民化が進行するとともに、良民たちも本貫と姓をもつようになったことがあげられる。⁽⁵²⁾ 本來、氏族の成員でなかった者たちも、その過程でいずれかの氏族標識を身に帯びるようになっていった。戸籍に現れる姿はその一端であろう。また中には「幼學」號を保有して兎役權を獲得した人々もいるが、族譜の中に彼らの名前を発見することができない。⁽⁵³⁾

「松乙伊」「占伊」などという戸籍名は、いかにも士族らしさに缺けており、彼らの出自の低さを明示している。この後、彼らが安東權氏の中に入り込むことができたのかどうか一切わからない。おそらく、いずれかの時點で族譜に潛りこむことに成功したものと推測されるが、その時、もはやいかにも下層出自を思わせる名前は捨て去られ、士族にふさわしい名前が族譜に書き込まれたことであろう。

ひるがえって、戸籍臺帳により一六七八年から一七八九年までの丹城縣における權繼祐の子孫たちの戸數と居住者數の變動をまとめると次頁の表4のようになる。⁽⁵⁴⁾ この間、安東權氏一族の戸口數は一貫して増加傾向にあり、時期の最初と最後を比較すると、戸數で三・五倍弱、人口數（血縁關係者）で四倍にまで増大する。なお、一七三五・一七五九・一七八九の三年度が前回より減少を示しているのは、この三年度の戸籍臺帳に脱落部分があるからである。これを戸籍臺帳が把握

表4 安東權氏村別戸数の變化

面	村	1678	1717	1720	1729	1732	1735	1750	1759	1762	1780	1783	1786	1789	合計
元堂面	元堂村 内中法石村 内中文立村	2 4	6 7	7 7	7 5	9 4		11 7	3	7	4 7	7 10 1 13	3 7 3 12	6	69 34 8 78
縣内面	九校江村 樓城水竹 內山田中 麻陽龍 頭村	4 6	1 2 5	2 8	1 2 13	1 2 10	1 2 7	4 3 5 1 3	6 3 4 1 3	4 3 5 1 5	5 7 3 4 3	5 7 3 4 3	5 6 6 4 3	4 14 4 3 1 23	37 57 83 2 31 1 9 23 1
北洞面	葛田村 加坪村 月明村 新下村 安村	1	1 1	1 1	2 3	2 4	2 3	3 5	2 6 3	2 5 3		3 5 1	1 3 5 1		1 17 9 31 24 3
悟洞面	青峴村											1			1
生比良面	古致致村 諸寶谷村 道洞村						1	1 1	1	1				2	3 1 3
都山面	圓山村 圓上村 爭卵村 長竹村 道田村 文太村 碧溪村	1			1	1		1		2 1 3	2 3	2 3	1 2 3	2 4 1	1 3 8 2 18 3 1
新等面	丹溪村 丹上村 丹中村 丹下村 丘村 射亭村 陽田村 水清村 杜谷村 島內村	15	22	23	10 7 6	10 6 5	8 8 6	13 11 6	13 11 9	12 11 11	11 7 2	13 14 9 2	13 17 10 2	16 17 12 1	60 119 113 81 13 5 84 1 93 4
法勿也面	青山地村									1		1	1	1	1 4
合計		40	55	55	74	71	56	99	95	98	119	135	131	112	1140
居住村數		9	13	10	16	16	13	21	20	22	21	24	25	21	
全村數		60	76	77	81	85	70	76	105	107	109	110	109	99	

する丹城の全戸口數（寺院は除く）と比較してみると、一六七八年で全體二一九戸・八三二五人に對して、三八戸一六〇人で、戸數で一・八%、血縁關係居住者で一・三%を占めている。これに主家に同居する率居奴婢まで加えると、全人口の一・九%が安東權氏關係者ということになる。脱落部分がない完全な臺帳の最終年である一七八六年で見ると、縣全體の三〇四五戸・一三四六三人に對して、戸數で四・三%、血縁關係者で三・三%、率居奴婢まで加えると人口の三・五%を占めることになる。これに、先に見た族員の所有する外居奴婢戸の、一六七八年で一五二戸、一七八六年で二四戸という數字を加えれば、それぞれ占有率は九・〇%と五・一%ということになる。ただし良役負擔を忌避するために、良民が戸籍から脱落する傾向があり、とりわけ男子人口については相當程度に低く見積もる必要がある、しかも年代が下がるほどにその信頼度は低下して實數から離れていくという一般的傾向には留意しなければならない。だが、この點を考慮しても、安東權氏一族の勢力の大きさとその成長ぶりには目を見はるものがある。

一六七八年～一七八九年の戸籍臺帳に出てくる安東權氏一族の男性戸主または家翁（妻が死後の戸を繼承している男性戸主）延べ一四八八人（實數で四七六八）の保有した職役をみると、良役は一六七八年の京砲保一人（權克成）のみで、他はすべて官位・官職を保有するか、幼學・業儒・業武など、良役の免除對象となる稱號をもっている。良役の免除、すなわち免役は本來、官職を通して國家に奉仕することへの對價として與えられた權利であるが、後に士族に對する特權的なものとなった。一六七八年における戸主のうち職役が判明する一六九四名に對して免役者は一九四名にすぎなかった。これらが當時における士族の族員たちだと考えてよい。免役者はいずれも士族と認められる人々であり、その一端を擔った安東權氏が一七世紀後半期以前に士族として確たる地位を築き上げていたことが読みとれよう。

一方で、一八世紀後半になると、非士族もさまざまな手段によって免役權を入手するようになり、政治問題化していたことにも注意しておく必要がある。このころには、免役すなわち士族特權というわけではなくなっていた。しかし、安東權氏一族の免役率（免役者／職役判明者×一〇〇）九九・八%という數字と、一七八六年で職役判明者二八三四名中免役者一

二八二名・免役率四五・二%とを比べてみると、丹城における安東權氏一族の社會的地位の高さがわかる。丹城邑の戸主たちが一世紀かけてようやく五〇%ちかくにまで免役率を上昇させたのに對し、安東權氏一族はその一〇〇年以上前から一貫してほぼ全員が免役特權を享受していたのである。

以上のように、權繼祐の婚姻から始まる安東權氏の丹城における定着と發展の歴史は、一六世紀を準備期とし、同世紀末におきた壬辰倭亂という大危機を乗り越えたことを梃子として擴大期に入る。その端的な現れが郷案作成への参畫である。「三權」の文科合格以後、一七〜一八世紀を通じて科舉合格者を出していないにもかかわらず、その威信がゆらぐことはなく、他の有力士族と肩を並べて「邑」における特權的地位を維持していた。こうして一八世紀には安定期をむかえることになる。一九世紀半ばに始まる七分節の生成も、一族の分裂や内部對立ととらえるより、擴大にともなう新たな組織形成と見るべきであろう。

三 安東權氏と「邑」空間

安東權氏一族の擴大は基本的に「邑」を基盤として行われてきた。一七世紀中ころまでは、二〇世權時敏が安義に、四世權克履が宜寧に、と一族の中の有力者の中から他邑に轉出していくことがあったが、同世紀後半に入るとそれもいちおうの終息を見せ、一族の中心部分は丹城から移動することがなかったようである。この點は後に見ることとして、まずは安東權氏一族と丹城「邑」との関係に目を向けてみよう。

先に戸數・居住者數の擴大を見ておいたが、これとともに注目すべきは、一族が居住している村數の時系列的な變動状況である。再度、表4を見てみよう。戸籍臺帳で確認されるところによれば、彼らの居住する村の數は、一六七八年の九から時間経過とともに一貫して増加し、一七八六年には二五と、三倍ちかくに達している。もっとも、丹溪村が一七二九年度以降、上村・中村・下村の三村に分かれたので、實質的には二・五倍強の擴大ということになる。なお、一七三

五・一七五九・一七八九の三年度が前回より減少を示しているのは、前にふれたようにこの三年度分の戸籍臺帳に脱落があるからである。安東權氏の勢力擴大は「邑」内における地理的擴大でもあった。

丹城縣新等面倉村の尹沐の家で始まった安東權氏家門は移住による擴大を繰り返して、一八世紀末には、丹城縣八面全體に廣がったのである。これを、表4の丹城縣全體の村數と對比してみると、一六七八年の六〇村中九村（一五％）から、一七八六年の一〇九村中二五村（二三％）へと、その比率も緩やかな上昇傾向にある。

ところで二五という多數であっても、安東權氏という士族「氏族」の居住が特定集落に集中する傾向がある程度看取される。例を一七八六年の縣内面江樓村にとると、戸籍臺帳によれば同村の全四五戸のうち安東權氏は六戸であった。このほか士族戸には星州李氏六戸があるが、うち三戸の戸主は安東權氏と姻戚關係を結んでおり、安東權氏中二戸の外祖が星州李氏という關係にある。江樓村で安東權氏は大きな勢力をもっていることは確かである。しかしこれを安東權氏一族という範圍に廣げてみると、江樓村と招呼の間にある同じ縣内面の校村・中麻村・陽田村・九印村および元堂面の内元堂村にも彼らがかんりの集住傾向を示している。これを、丹城縣全體・全年で見ると、安東權氏一族の居住する集落は地理的に見て、大きく元堂面の立石村・文法村・中村、縣内面の江樓村・九印村・校村・陽田村・中麻村および元堂面の内元堂村、新等面の丹溪村（丹溪上村・丹溪中村・丹溪下村）・陽田村・杜谷村という三つの群とその他の散在する十數村に分けることができる。

氏族と地域の關係について附言しておくべきは、善生永助言うところの「同族部落」⁽⁵⁶⁾という概念の問題である。一九三〇年に行われた第一回朝鮮國勢調査結果、および朝鮮總督府の全面的協力を得て行われた現地調査や地方行政機關に對するアンケート調査、など諸調査結果を分析した善生は、氏族が集團的に居住している朝鮮村落を「同族村落」と表現した。現在、

「同族」⁽⁵⁷⁾という用語が近世・近代の日本社會に存在した集團の示稱であることから、用語使用の妥當性については嚴しい批判があり、韓國の社會學者・文化人類學者たちは氏族という用語を用いている。氏族の集住する集落は「集

姓村」あるいは「氏族村」と稱することが多いようである。本稿でも、安東權氏のように父方の祖先を同じくする父系血縁集團のことを「一族」と表現してきた。用語の適否はひとまず措くとして、検討しておかなければならないのは、善生の「發見」したような性格をもった村落の存否である。

士族たち、とりわけ「郷案」に入録するような有力士族たちにとって、村落との関係が重要性をもっていたのであろうか。「郷案」は邑單位で作成され、居住集落は記載されていない場合が多い。「郷案」士族にとっては、居住集落と邑における威信は直接的な関係をもたない。これを逆に「郷案」士族以外の人々から見ると、たとえ「同族部落」を形成したとしても、邑内で被支配者の立場におかれていることに變わりがない。士族が居住するからこそ「同族部落」が問題になりえるのであり、士族と非士族の間に存在した嚴然たる社會的差別を考慮しないと、事の根幹を見誤ることになる。

すでに嶋陸奥彦氏の研究で示唆されたように、朝鮮近世の農村集落間には頻繁な住民移動があり、⁽⁵⁸⁾人々は決して集落に縛られていたわけではない。そもそも士族の威信は邑を單位として成立しており、彼らが特定集落の主導權を掌握する必要は認められない。「同族部落」と見える士族の集住は、血縁的結合の一時期における現象形態にすぎないとみるべきであらう。

丹城縣の安東權氏という一族の事例から導き出されたことにすぎないが、士族の居住と社會結合に關して言えば、注目すべきは、善生の言うような單獨の「部落」ではなく、複數の集落を含んだ地域という空間的存在であるし、またそれらをすべて包含する「邑」空間なのである。

權繼祐の子孫たちと「邑」空間との關係をさらにうかがってみるために、『後甲寅譜』と戸籍臺帳によって、彼らがどの程度、丹城に定着したのか、その様相を見てみよう。對象となるのは、一六七八年の戸籍臺帳作成以前に安義に移住して定着した權時敏の子孫（三槐堂公派）を除いた人々である。

『後甲寅譜』と戸籍臺帳に記載された安東權氏一族の男子數を比較したのが次頁の表5である。ただし、この表を見る

表5 後甲寅譜と丹城戸籍記載男子数の比較

後甲寅譜記載男子数

	22世	23世	24世	25世	26世	27世	28世	29世	30世	31世	合計
實人数	12	13	19	36	52	95	145	185	114	24	695

戸籍記載男子数

	22世	23世	24世	25世	26世	27世	28世	29世	30世	31世	合計
實人数	2	8	7	21	49	126	181	203	115	16	728
1606年	2	8	3								13
1678年			4	20	28	9					61
1717年				3	24	52	13	1			93
1720年				2	24	54	17	2			99
1729年				2	17	61	40	1			121
1732年				1	17	55	37	1			111
1735年				1	13	38	36	5			93
1750年					7	48	89	26	2		172
1759年					2	30	79	53	7		171
1762年					2	25	83	50	9		169
1780年						18	69	92	42	7	228
1783年						15	73	97	57	6	248
1786年						7	64	105	60	7	243
1789年						5	44	97	53	9	208

前に、族員を同定することの問題点について述べておかねばならない。この時代の男性はしばしば改名しており、戸籍上で同一人物と判定するのに困難な場合も多々ある。戸籍臺帳自體がかなり消滅し、残存の確認ができたのが一三年次分で、一六七八年～一七一七年の三九年間をはじめ、中間部分での變動を把握しづらい。同定にあたっては、主として四祖（父・祖父・曾祖父・外祖父）・妻方四祖・生年・年齢など、戸籍記載の諸項目を手がかりとし、『後甲寅譜』などの族譜を参照した。それでもなお、幼児の場合をはじめとして記載が不完全なものも多く、最後まで同定に不安をおぼえる者も残るし、誤りもあることは十分に推測されるところである。ここに示した数字はあくまでも暫定的なものにすぎないと理解していただきたい。

表5で見ると、二七・八・九世においては、『後甲寅譜』の記載数が戸籍臺帳の記載

数よりも少ない點が注目される。すでに一六七八年以前に宜寧に移住してしまつた二四世權克履の子孫たちのかなりの部分が丹城から離脱している點を考慮すると、この少なさは族譜そのものに何らかの原因があることを想定させる。

二二～二六世に關しては、一六七八年以前の戸籍臺帳が残存していないのだから、戸籍臺帳記載者のほうが少數になるのは當然である。また三〇・三一世については、幼ない者が多く、戸籍で記載漏れになる可能性が高い。⁽⁵⁹⁾ こうしてみると、戸籍臺帳には、族譜に記載されていない族員がかなりの數で記載されていたことになる。むしろ、上に述べたような理由で、頻繁に改名をした同一人物をそれとわからないまま重複加算している可能性も否定できないが、全體傾向を左右するほど多くはない。いずれにしても、戸籍臺帳に脱漏が多いという通念からみると理解しがたい點であろう。『後甲寅譜』と戸籍臺帳の數字の間に齟齬が生ずる原因は、主として以下の三點にあるとみられる。

1 庶子系列子孫の記載漏れ。『後甲寅譜』には庶子が二七名現れるが、その子孫については二七世の大弼・重震の二名を例外として、まったく記載されていない。おそらくこの二名は祭祀の繼承者だと思われる。このような例外的事例を除けば、『後甲寅譜』は庶系については原則として記載しないことを基本方針とする點で、現行族譜と大きく異なっている。また、戸籍臺帳と照合してみると、明らかに「庶子」と書き込まれた四名が『後甲寅譜』から排除されている。

2 戸籍臺帳で庶系との記述がない人物の記載漏れ。これらはただちに嫡系とは言えないようである。そもそも、前項二七名の庶子のうち、戸籍臺帳に「庶子」との明確な記載があるのは二四世克和の一例⁽⁶¹⁾だけであり、他は、職役に「業儒」またはまれに「業武」とあることから庶子であることが知れるだけである。「幼學」など嫡系の族員と同様の職役を保有している者も多く、母が「妾」とでもされていないかぎり、戸籍臺帳の記載から庶子と判定するのはきわめて困難である。したがってこれらの人物は、『後甲寅譜』から何らかの理由によって脱落した庶系とも考えられよう。

3 作意・不作為による記載排除。族譜編纂は、族員の申告(修單)を基礎資料とし、舊年の族譜と照合しつつ行われる。したがって、一族から申告がなされなければ記載漏れとなることが多い。そもそも庶系自體がそのような差別をうけ

る存在であつた。戸籍臺帳で生存が確認されながら『後甲寅譜』から漏れた人物は、何らかの理由により一族の中で正規の成員と認められなかった人々と推測される。現在のところ、その理由なるものは不明というほかにない。

一方で、『後甲寅譜』記載者で戸籍臺帳に一度もその名が現れない人々もいる。これらの人々は父あるいはそれより上の世代に丹城から他邑に移動した者である可能性が極めて高い。兎役特權を享受していた安東權氏の族員であれば記載忌避をする可能性は小さいが、皆無とまでは言えない。各年次戸籍臺帳の中間年に轉入して再度、轉出しても資料上、確認することはできない。したがって、問題の人々を他邑居住者とするにはいまひとつ關連史料の發見が必要である。しかしおおむね、一八世紀末になると他邑への轉出が増加してくるとは言えそうである。

族譜が族員全體を網羅していないことは、安東權氏一族と丹城縣との關係をみるうえで大きな隘路となる。しかしとりあえず、『後甲寅譜』と戸籍臺帳の對比から、一八世紀前半においては安東權氏の邑外移住は少なく、丹城縣内部を舞臺として政治的・社會的活動を行っており、同世紀末に近づくに増加するとみてよからう。

權繼祐が一五世紀の中葉、三嘉から新等面倉里の妻家へ入居することによつてはじまつた安東權氏一族の發展は、次のようなかたちで展開した。二〇世で權時敏が安義へ、二四世で權克履が宜寧へと移住して行つたが、⁽⁶³⁾その他の成員は丹城に残つた。彼らは丹城縣の中で移住を繰り返し、居住地域を廣げていった。安東權氏という土族の一族は、丹城邑を基本的な居住空間として血縁組織の集團性を保持し、擴大してきた。丹城という「邑」は安東權氏にとってまさに搖籃そのものであつた。

いったん轉出した人物あるいはその子孫が完全に丹城から切れてしまつたわけではない。その典型が、一七世紀半ばごろに宜寧へ移住し、『後甲寅譜』にも集團居住地を「宜寧」と明記された二四世權克履（一六〇一～一七三三）の子孫たちである。克履の轉出後も、長男欽（一六三二～一六七三）が一六四八年に、欽の長男字亨（一六四〇～一七〇七）が一六五八年に、次男復亨が一七〇七年にそれぞれ郷案に入録している。彼ら三人は戸籍臺帳にまったく姿を見せず、おそらく宜寧で戸籍

登録しているものと思われる。この三人は丹城で戸籍登録をしないまま、居を構えていた可能性が高い。その一方で、克履の子孫のうち六代にわたる一人が一七一七年から一七八九年までの戸籍臺帳に登録されている。こうしてみると、いったん他邑に移住しても、丹城と強い関係で結びつき、子孫が再轉入してくる強固な基盤はくずれていない。それは、彼らが現在でも霜岳公派に所屬し、獨立した派を形成していないところにも現れており、丹城「邑」という枠組みが強い生命力をもっていることを讀みとることができる。

おわりに

本稿は、慶尚道丹城縣という近世朝鮮の一地域に空間的舞臺を求め、一地方士族の族的結合の様相を時系列的に觀察してきた。あくまでも個別事例の分析を行ったにすぎず、そこから得られた結果を輕々に士族一般へと演繹することは控えなければならぬ。しかし、宗家や全國的な名門士族とは異なる、一般士族の族的結合がもっていた諸特徴の一端をうかがうことはできたものと思う。

一五世紀中ごろに權繼祐が妻の實家坡平尹氏宅に同居したことからはじまる安東權氏一族の血縁的紐帶は、「邑」という政治・社會單位を基盤として成長・擴大してきた。少なくとも一五世紀末までは、「氏族」の族的結合が安東權氏にとってさして大きな意味をもっていなかったようである。一七世紀になると彼らの族的結合が、丹城「邑」を一次的な地理範圍として開始される。彼らの移動は基本的に邑内の集落を巡るかたちで行われ、結果として居住集落數の増加という現象を生じさせた。邑外に轉出した者も、丹城との關係を斷絶することなく、一族の根據地として認識し、出入を繰り返していたようである。

丹城の安東權氏は現在、六派に分かれているが、派の形成は一九世紀中盤をさかのぼることがなく、鄰接する三嘉の分派三槐堂公派まで視野に入れたとしても、結果は變わらない。こうして見ると、一九世紀中ごろに、派を形成させるよう

な要因があったと見なければならぬ。それが何であるかについては今後の課題としておきたい。

註

- (1) 彼らを「士族」と呼ぶべき理由については、拙稿「朝鮮の身分と社會集團」(『岩波講座世界歴史』一三卷、岩波書店、一九九八年)に詳述してある。
- (2) 『東國文獻備考』卷四七・五三。
- (3) 川島藤也「文化柳氏にみられる氏族の移動とその性格―儒教的官僚體制と血統集團―」(『朝鮮學報』七〇、一九七四年一月)が、族譜に掲載された墓所の所在地を手がかりとして、文化柳氏が時系列的に全國へ散開していった様相を明らかにしている。墓所がかならずしも居住地を意味していないことには留意すべきだが、大勢は川島氏の述べるところと変わらない。
- (4) 韓國における研究状況については、井上和枝「朝鮮時代鄉村社會史研究の現状と課題」(『歴史評論』五〇〇、一九九一年一月)が詳述している。
- (5) 代表的な研究に、崔在錫「朝鮮時代の族譜と同族組織」(『歴史學報』八一、一九七九年)などがある。
- (6) 族譜と氏族との關係については、嶋陸奥彦「氏族制度と門中制度」(伊藤亞人はか編『現代の社會人類學(一) 親族と社會の構造』、東京大學出版會、一九八七年)、同「親族制度からみた朝鮮社會の變動―族譜の検討を中心に」(『アジアから考える「6」長期社會變動』、東京大學出版會、一九九四年)に詳しい。また古く稻葉岩吉が「朝鮮民族と族譜」

(『朝鮮』一二三、一九二六年一月)と「朝鮮ノ族譜ニ就イテ(上・下)」(『東亞經濟研究』一〇―一二・三、一九二六年四・七月)で、族譜の内容を信頼することができないと主張しているが、これが極論であることは嶋論文および本論によって明らかである。

(7) 史料原本では「戸籍大帳」「帳籍」などと表記されているが、本稿ではすべて「戸籍臺帳」に呼稱を統一した。

なお、丹城縣の最古の戸籍は二六〇六年の『山陰縣戸籍大帳』殘卷に見えるものである。當時、壬辰倭亂によって大きな打撃をうけ、邑として存続困難におちいつていた丹城縣は北鄰する山陰縣に併合され、單獨の戸籍臺帳を作成していない。しかしこの臺帳は破損が甚だしく、丹城縣八面(臺帳では里とされている)のうち、悟洞・生比良の二面(里)は完全に脱落しており、記載されている六面についても相當部分が毀損して確認される戸數は全體で二一六戸、うち安東權氏戸は一〇戸にとどまっており、しかも殘存部分も著しい劣化によって記載の不明なところが多く、得られる情報が多くない。したがって、量的分析に力點をおいた今回の考察対象としなかった。

(8) とりわけ歴史人口學があげた目覺ましい成果については、速水融「歴史人口學の世界」(岩波書店、一九九七年)を参照されたい。

(9) 『慶尙道丹城縣戶籍大帳(上・下)』(韓國精神文化研究院、ソンナム、一九八〇年)。原本は丹城郷校有司が管理しており、筆者も三回の調査をすることができた。

このほか、一八二五年から一八八八年までの丹城縣の戶籍臺帳が學習院大學に所藏されているが、全縣を網羅する年次のものがないため今回は分析資料としなかった。武田幸男『學習院大學藏の丹城縣戶籍大帳とその意義』(武田幸男編『朝鮮後期の慶尙道丹城縣における社會動態の研究(一)』—學習院大學藏朝鮮戶籍大帳の基礎的研究(2)—、學習院大學東洋文化研究所調査研究報告二七、一九九一年三月)参照。

(10) 筆者が調査した族譜は以下のとおりである(カッコ内は編纂年)。

東溪公派譜 (一九三三年、一九三四年、一九九五年)

默翁公派譜 (一九三六年)

霜岳公派譜 (一八九九年、一九九四年)

安分堂公派譜 (一九九二年)

訓導公派譜 (一九三三年)

僕射公派譜 (一九三四年、一九八〇年)

三槐堂公派譜 (一九三四年)

以上のほか、族譜の前驅形態として守拙堂派の家乗(一九三四年)も調査した。

(11) 『經國大典』卷一・吏典・外官條。

(12) 井上和枝『丹城邑誌の編纂とその特色』(武田幸男編『朝鮮後期の慶尙道丹城縣における社會動態の研究(Ⅱ)』、學習院大學東洋文化研究所調査研究報告三三、一九九七年六月)

三四～四一頁。

(13) 朝鮮總督府臨時土地調查局編『朝鮮地誌資料』(同局、京城、一九一九年)所載の面別面積によって推算した。

(14) 丹城縣では他の地域で言う里・洞を「村」と稱している。

(15) 以下の記述は『後甲寅譜』掲載の「成化譜序」による。他の族譜も同文を轉載している。

(16) 『安東權氏忠康公派譜』卷一(一九九〇年に刊行された東溪公派譜)による。

(17) 『茂松尹氏族譜』(一九六五年)による。

(18) 『雲窓誌』新等八坊考證條。

(19) 權僊『南窓集』卷三・墓碣銘、權在斗『石愚文集』卷五・行狀・祖考幽窩府君家狀、權騰容『近菴遺稿』卷二・族曾祖進士多士齋公行狀、『梧潭集』附錄・行狀、權章煥『西洲遺稿』附錄・挽、權壽大『無名齋集』附錄・行錄、權相彬『月后遺集』附錄・行狀。

(20) 權在斗『石愚文集』卷六・附錄・行狀、權壽鵬『虛齋詩集』附錄・遺事。

(21) 『安東權氏世譜』(三槐堂公派、敬思齋、陝川郡、一九三四年)卷一・附錄・三槐堂先生家狀。

(22) 守中派・時中派・樞密派・僕射派・棣達派・佐尹派・英正派・副正派・仁可派・叔元派・思拔派、大宜派・樞派・檢校派・給事中派。

(23) 『安東權氏僕射公派世譜』(一九八〇年)卷一・安東權氏十世十四派十五世十六系圖。

(24) 僕射派の名は、派祖權守洪が樞密院副使尙書左僕射上將軍

であったことにちなんている。

- (25) 宗正公派・呂泉君派・總制公派・判書公派・奉事公派・司宰公派・瑞州公派・少尹公派・直長公派・河陽公派・同正公派・府使公派（『安東權氏僕射公派世譜』、一九八〇年）。

- (26) 『安東權氏僕射公派世譜』卷一（前掲）。宗正公派の名稱は、派祖權嗣宗が判宗正寺事であったことにちなんている。

- (27) 東溪派宗孫珍赫氏の長男權柄道氏（山清郡新等面丹溪里居住、一九四六年生）によれば、權繼祐の祭祀は三嘉に居住する三槐堂派宗孫が行っている。

- (28) 『安東權氏忠康公派譜』卷一、『安東權氏霜岳先生派譜』（一九九四年）世德編。

- (29) 『安東權氏世譜』（敬岡齋・丹城面立石里、一九三三年）。一九六三年、慶尙南道陝川郡大井面城里にある一六世權執德（監正公）の祭閣寒泉齋の修繕を行った際の募金據出者名簿『寒泉齋重修輪誠錄』によると、丹城所在の派として、霜岳公派、默翁公派、安分堂公派、東溪公派、東山公派とともに、訓導公派の代わりに、訓導公遂の父・時得を派祖とする司直公派の名が見える。そのほか、時得を派祖とする參奉公派（昆陽、河東）、繼祐の弟繼福を派祖とする生員公派（鎭海、密陽）、繼祐の父付の兄恢を派祖とする署令公派（三嘉）がこの事業に参加した。

がこの事業に参加した。

- (31) 『安東權氏安分堂公派譜』（一九九二年）序文。

- (32) 『安東權氏派譜』（默翁公派、浣溪亭、新等面丹溪里、一九三六年）。

- (33) 『安東權氏世譜』（三槐堂公派、前掲）序文。

- (34) 池承鍾・金俊亨「社會變動と兩班家門の對應——山清郡丹城面江樓里安東權氏家門の場合——」（『慶南文化研究』一九、慶尙大學慶南文化研究所、一九九七年二月）。なお本論文は、權克有の子孫に傳來した關係史料を驅使して安東權氏一族の分析を行っており、拙論に裨益するところ大であった。

- (35) 本家乗は一九三四年に山清郡三壯面大浦里の漢文書堂から刊行された。

- (36) 『安東權氏派譜』（東溪公派庶系、浣溪精舍、新等面丹溪里、一九三四年）。

- (37) 『安東權氏派譜』（東溪公派、浣溪精舍、新等面丹溪里、一九三三年）。

- (38) 池承鍾・金俊亨「社會變動と兩班家門の對應」（前掲）二三五～二三八頁。『德川師友淵源錄』卷二・三・五に曹植の弟子として、權達・文任・世倫・濤・渠・濬・克有の七人が挙げられている。

- (39) 司諫院大司諫・吏曹判書にまで榮達した宋純（一四九三～一五八三）が、母の實家が顯官（政府官僚）を輩出していないことを瑕疵として出身地潭陽の郷案への入録をいったんは拒否されている事情を、許筠が次のように記している。

今之外方、有郷案、心擇内外士族者、書之、外族或妻、自他邑來而未顯者、雖達官、亦不得書、其難有甚於弘文錄吏曹薦云（『惺所覆瓶藁』卷二三・惺翁識小錄）。

- (40) 田川孝三「郷案について」（『山本博士還曆記念東洋史論叢』、山川出版社、一九七五年）、金仁杰「朝鮮後期郷案の變化と在地士族」（『金哲垞博士華甲紀念史學論叢』、知識産業

社、ソウル、一九八三年）参照。なお田川氏はこのような有力士族たちを門閥士族と呼んでいる。

- (41) ただし、二一八人の戸主のうち、姓も本貫もないものが六一四人、姓のないものが二四五人、本貫のないものが四三人いる。

- (42) 安東權氏の場合も、一六四八年入録の尙元と尙亨、一六五四年入録の金柔と金允、一七〇七年入録の大器と大晟の六名が、族譜や戸籍臺帳に名前が現れない。發音からみて、金柔は鏐、大器は大機、大晟は大成、という族譜・戸籍臺帳に現れる人物の誤記とみてよからう。權尙元・尙亨の二人については、父と息子がともに入録している斗章と益亨のいずれかが該当すると推測される。

- (43) 拙稿「朝鮮の身分と社會集團」（前掲）。

- (44) 『國朝榜目』。

- (45) 趙綱『龍洲遺稿』卷一七・墓碣・光州牧使權公墓碣碑。

- (46) 『慶尙南道輿地集成』「丹城縣邑誌」聚説・權繼祐（同書三五八頁）。

- (47) 『茂松尹氏族譜』（前掲）。

- (48) 『茂松尹氏族譜』（前掲）。

- (49) 『聯芳輯錄』卷五・丹城壬辰倡義錄に、他氏族の一人とともに、安東權氏一族の世春・世仁・渠・濟・深が、功績の大きかった人物として挙げられている。

- (50) 安東權氏を戸主とする三戸、および安東權氏の死亡後、妻が戸主となっているもの八戸の合計である。

- (51) 僧侶は單身で戸を形成したかたちで記録されており、戸を

統計的に處理するさいには攪亂要因となる。

- (52) 拙稿「朝鮮の身分と社會集團」（前掲）二三一～二三二頁。

- (53) 幼學を職役とする戸主が二五名現れるが、いずれも『後甲寅譜』に記載がなく、非士族の者であることはまちがいない。

- (54) この他に、權克益を曾祖にもつ官奴の再金が、一七五九・五九・六二年と三年次の戸籍臺帳に現れるが、これは以下のような理由から表4に算入しなかった。

再金の祖父・守用、父・海發ともに官奴であるところからみて、おそらく守用の母が克益の賤妾だったのであろう。再金を血縁的にみれば繼祐の子孫ということになるが、當時、良妾の所生であっても氏族からは排除する傾向が強く、ましてや賤妾の子孫を氏族の一員とみなすことはなかった。なお、調査することのできた族譜の中に彼の名は見えない。

- (55) 「三權」以後、純祖甲子（一八〇四）式年試における權憲八まで二〇〇年ちかくの間、文科及第者を出していない（『國朝榜目』）。

- (56) 善生永助『朝鮮の聚落・後編』（朝鮮總督府調査資料四一、朝鮮總督府、一九三五年）はしがき。

- (57) 金宅圭「韓・日兩國のいわゆる「同族」村落に關する比較試放」（江守五夫・崔龍基編『韓國兩班同族制の研究』第六章、第一書房、一九八二年）。

- (58) 嶋陸奥彦「朝鮮時代後期の村落構成の動態——大丘戶籍の分析」（『東洋文化』七六、一九九六年一月）。拙稿「大韓帝國

期ソウルの住民移動―『漢城府戸籍』の分析を通して』（『朝鮮文化研究』一、一九九四年三月）も一九世紀末・二〇世紀初頭のソウルで激しい住民移動が行われていることを論じた。なお、南延淑「朝鮮後期郷班の居住地移動と社會地位の持續性―彦陽モダンソルの昌寧成氏家門を中心に」（『韓國史研究』八三・八四、一九九三年一月・一九九四年三月）によると、土族の移動は血族・姻族をはじめとする密接な諸關係ネットワークを前提として行われていた。本稿の論ずるところもこれとやや近い。

(59) 戸籍臺帳では、一〇歳以下の兒童の記載が男女を問わず少ない。乳幼児死亡率の高い當時にあつては、彼らはまだ生き

延びることが確定された存在ではなかったからであろう。

(60) とりわけ未婚の兄弟の場合、年齢の誤記や改名などが重なり、同定することは困難になる。

(61) 戸籍臺帳で「庶」とあるのは、庶子八人・庶兄一人・庶弟一〇人・庶姪一人・庶従弟一人・庶叔父一人、の合計二二人である。

(62) 李俊九「朝鮮後朝の「業儒・業武」とその地位」（『震檀學報』六〇、一九八五年十二月）。

(63) 權壽大『無名齋集』卷三・附録・行録「曾祖諱克履、號德菴、始爲宜寧人」。

will make clear the contradictions that the 14th century Koryo society held. Next I will discuss the policy of reformers through following three aspects: land policy, overseas trade policy and domestic trade policy.

I argue that: first, the land holdings of the descendant potentates expanded in the 14th century, and it exerted pressure on national finances. Then external trade and domestic trade became one of their important economic foundations. In response to these circumstances, the reformers who supported the coup by Sung-gae-Lee, carried out the redistribution of land-ownership rights under the management of the government. Furthermore, they displayed a hostile attitude towards commercial profiteering. Their way of thinking involved the obligatory management by the government in the redistribution of property and distribution of goods.

Due to the reasons mentioned above, the trade in the Chosun dynasty of 15th century was enlarged through the accumulation and transfer of goods by the government. However, as a result of a reduction in goods, due to pressures on distribution in the agricultural districts, trade stagnated.

**THE RELATIONSHIP BETWEEN FORMATION OF THE
“SAJOK” (LOCAL ELITE) LINEAGE AND “UP”
(REGIONAL SPACE) IN EARLY MODERN KOREA :
A CASE STUDY OF AN-DONG KWON FAMILY
IN TANSEONG**

YOSHIDA Mitsuo

In this paper, the author attempts to analyse the process of formation of the An-dong Kwon family and its lineage, which was known as a *sajok* based on *Tanseong* area in south part of the Korea peninsula in the seventeenth and eighteenth centuries. Mainly by studying four kinds of nominal sources, the “*hojok*” (household register book), the “*chokpo*” (genealogical book), the “*hyangan*” (list of regional elite) and the anthologies of *sajok* members, the author comes to the conclusion as

follows.

1. Before the sixteenth century, the *sajok* spread all parts of Korea by marriages and migrations.
2. The authority of the *sajok* based on local area was maintained by their legitimated behavior as a Confucian and their familial group's appointment as bureaucrat, and was reproduced by their lineage union.
3. Migrations of the local *sajoks* across the boundary of their *ups* disappeared in the eighteenth century. They shaped their lineage union within the *up*, which served as the primary geographical limit.

EARLY POLITICAL HISTORY OF SOUTH CHINA UNDER THE YUAN DYNASTY (THE DAI-ÖN ULUS)

TSUTSUMI Kazuaki

This study is aimed at investigating how the Dai-ön ulus started ruling South China (Jiang-nan 江南). It analyses the political history of South China, especially Jiang-huai 江淮 area (or Jiang-zhe 江浙 area) from 1275 to 1285 with particular reference to the movements of its administrative leaders. In brief, the conclusions are as follows.

- 1) The beginning of administration(1275—1277): Bayan, the Commander-in-chief of the campaign against the Southern Song, occupied Hang-zhou 杭州 in February 1276. After taking some temporary measures, he returned to Mongolia immediately. At the end of the year, Qubilai Qa'an appointed the vice-commander, Aju Grand Councilor, the head of the administrative system over South China. But Aju did not leave for the post because of his another military task. Finally Seng'ü, the Censor-in-chief of south Branch Censorate, became the head of the administrative system in 1277.
- 2) Political strife in Hang-zhou (1278—1282): There was a political strife between Ataqui, 'Alī Beg and Aḥmad family in Hang-zhou. In 1280 Ataqui and 'Alī Beg were defeated by Aḥmad, and 'Alī Beg was executed. After assassination of Aḥmad in 1282, his family suffered a great fall.